

入学料免除・入学料徴収猶予及び授業料免除について

熊本大学では、「高等教育の修学支援新制度（新制度）による入学料免除及び授業料免除」と「熊本大学独自の入学料免除・入学料徴収猶予及び授業料免除（独自制度）」の2つの制度により、入学料等の免除を実施しています。

I. 高等教育の修学支援新制度による入学料免除及び授業料免除

○高等教育の修学支援新制度

「高等教育の修学支援新制度」では、住民税非課税世帯及びそれに準ずる世帯の学部学生（外国人留学生を除く。）で、日本学生支援機構の給付奨学生に採用された方を対象として、給付奨学金の支援区分（Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ、Ⅳ）に応じて、入学料及び授業料が、全額、2/3の額、1/3の額、1/4の額が免除されます。

以下の【申請資格】に該当する方は、【申請手順】に従って申請手続きを行ってください。

【申請資格】

- (1) 日本学生支援機構の給付奨学金の採用候補者に決定している者
 - (2) 第3年次編入学生で進学前の日本学生支援機構の給付奨学金の継続を希望する者
 - (3) 日本学生支援機構の給付奨学金を入学後（4月以降）に申請する者
- ※貸与奨学金のみ決定している者及び申請する者は対象外です。

【申請手順】

- (1) 日本学生支援機構の給付奨学金の採用候補者に決定している者

①入学手続システムにおける免除等区分の申告

インターネット入学手続（『入学ガイドブック』15・16ページ参照。
以下の①・②・⑦は16ページ「入学料・授業料免除申告」の番号を表します。）
の際、『入学料・授業料免除申告』のうち、次のいずれかを選択してください。

- ①：入学料免除・授業料免除
- ②：入学料免除・入学料徴収猶予・授業料免除
- ⑦：災害救助法適用地域で被災した者を対象とした入学料免除・授業料免除又は新型コロナウイルス感染症の影響による家計急変者を対象とした授業料免除

※総合型選抜による入学者は番号「①」を選択してください。2月中旬頃に、令和6年度大学等予約採用の申請状況（給付奨学金）の確認のため、学生生活課経済支援担当から電話連絡します。

②免除申請

- 1) 入学料免除及び授業料免除の申請者（申告番号：①）

インターネット入学手続完了後、提出書類を、申請期間内に郵送してください。

〈 申請期間 〉

申告番号によって、申請期間が異なります。15ページ【入学料免除・徴収猶予、授業料免除申請期間一覧】で確認してください。

〈 提出書類 〉

- ・ A様式1（申請書）
- ・ 採用候補者決定通知のコピー

〈 提出方法 〉

「A様式1（申請書）」は、本学ウェブサイトの以下のアドレスから、ダウンロードしてください。

https://www.kumamoto-u.ac.jp/daigakuseikatsu/nyugaku_zyugyou/syugakushien

提出書類をレターパックライトにより、「お問い合わせ先」の住所（8ページ記載）まで郵送してください。なお、郵送の際、品名欄に「受験番号」、「学部名」及び「入学料免除申請等書類在中」と記入してください。

2) 入学料免除・入学料徴収猶予及び授業料免除の申請者（申告番号：②・⑦）

本学ウェブサイトの以下の箇所に「入学料免除・徴収猶予及び授業料免除申請のしおり」を掲載しておりますので、しおりを熟読の上、申請手続きを行ってください。入学料免除等の申請は、インターネットによる1次申請を行った後に、申請書類の郵送による2次申請を終えることで完了となります。

本学ウェブサイト>大学生活>入学料・授業料・奨学金等>入学料免除・徴収猶予

※1次申請及び2次申請にはそれぞれ申請期間を設けており、各申請期間を過ぎてからの申請は一切受付できません。

※提出期限までに2次申請（書類郵送）が完了していないときは、②にあっては入学料徴収猶予申請を、⑦にあっては災害枠等での入学料免除・徴収猶予及び授業料免除申請を、辞退として取り扱います。

〈 申請期間 〉

申告番号によって、申請期間が異なります。15ページ【入学料免除・徴収猶予、授業料免除申請期間一覧】で確認してください。

〈 提出書類 〉

※申告番号に応じて提出する書類が異なります。詳しくは、16・17ページ【入学料免除・徴収猶予、授業料免除申請書類一覧】で確認してください。

〈 提出方法 〉

「A様式1（申請書）」は、本学ウェブサイトの以下のアドレスから、ダウンロードしてください。

https://www.kumamoto-u.ac.jp/daigakuseikatsu/nyugaku_zyugyou/syugakushien

提出書類をレターパックライトにより、「お問い合わせ先」の住所（8ページ記載）まで郵送してください。なお、郵送の際、品名欄に「受験番号」、「学部名」及び「入学料免除申請等書類在中」と記入してください。

③奨学金の手続き

給付奨学金の申請手続きについては、補足資料4「奨学金制度について」で確認してください。また、本学ウェブサイトの以下のアドレスも確認してください。

https://www.kumamoto-u.ac.jp/daigakuseikatsu/nyugaku_zyugyou/shogakukin/jasso

高校での予約採用者は、入学後（4月以降）に、進学届を提出（インターネット入力）する必要がありますので、ご注意ください。進学届の提出がない場合は、入学料免除・授業料免除が受けられません。

④入学料免除及び授業料免除の結果発表

○発表時期

6月下旬を予定しています。本学の電子掲示板及び学内掲示により発表します。

○結果確認方法

学生本人が、学内のWi-Fiに接続したスマートフォンなどから、本学ウェブサイトの以下のアドレスに各自アクセスして確認してください。

保証人への通知は行っていません。



<https://uportal.kumamoto-u.ac.jp/>

「学務情報システム (SOSEKI)」→「学生情報」→「学生ポートフォリオ」
「学費収納状況」→「入学料免除」・「入学料徴収猶予」・「授業料免除」で確認

⑤選考の結果、入学料及び授業料の納付が必要な場合

選考結果が「2/3免除」、「半額免除」、「1/3免除」又は「不許可」となった者については、本人負担額を納付してください。

- ・入学料：選考結果発表後に、保証人宛に振込依頼書（振込手数料：本人負担）を送付しますので、本学が選考結果を発表した日から起算して14日以内に納付してください。
- ・授業料：前期分については7月中旬頃に、後期分については12月中旬頃に「授業料の銀行預金口座自動引き落とし」により納付してもらうことになります。

なお、本学独自制度により入学料徴収猶予を申請している者で、徴収猶予の選考結果が「全額徴収猶予」、「2/3徴収猶予」、「半額徴収猶予」又は「1/3徴収猶予」となった者は、令和6年9月30日（月）までに納付してください。

また、入学料徴収猶予の選考結果が「不許可」となった者は、本学が選考結果を発表した日から起算して14日以内に納付してください。

⑥入学料免除・徴収猶予及び授業料免除申請後の取り下げ

入学手続の際に入学料免除・徴収猶予を選択した者が、入学前に入学料免除・徴収猶予の申請を取り下げる場合は、令和6年3月28日（木）17:00までに「お問い合わせ先」（8ページ記載）に電話連絡してください。

※重要

選考結果発表後、本学が定めた期限までに入学料及び授業料の納付を怠った者は、学則に基づき除籍となります。

※その他留意事項

- ・選考結果が発表されるまで、入学料及び授業料の納付は延期されます。
- ・選考結果発表前に、入学料又は授業料を納付した場合は、返還できません。

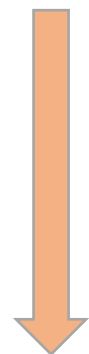
(2) 第3年次編入学者で進学前の日本学生支援機構の給付奨学金の継続を希望する者

①入学手続システムにおける免除等区分の申告

インターネット入学手続（『入学ガイドブック』15・16ページ参照。以下の①・②・⑦は16ページ「入学料・授業料免除申告」の番号を表します。）の際、『入学料・授業料免除申告』のうち、次のいずれかを選択してください。

- ①：入学料免除・授業料免除
- ②：入学料免除・入学料徴収猶予・授業料免除
- ⑦：災害救助法適用地域で被災した者を対象とした入学料免除・授業料免除又は新型コロナウイルス感染症の影響による家計急変者を対象とした授業料免除

※進学前の学校等において、修学支援新制度による入学料免除を受けたことがある者は、修学支援新制度による入学料免除を受けることはできません。



②免除申請

1) 入学料免除及び授業料免除の申請者（申告番号：①）

インターネット入学手続完了後、提出書類を、申請期間内に郵送してください。

〈 申請期間 〉

申告番号によって、申請期間が異なります。15 ページ【入学料免除・徴収猶予、授業料免除申請期間一覧】で確認してください。

〈 提出書類 〉

- ・ A様式1（申請書）
- ・ 奨学生証のコピーなど、奨学生番号と現在の支援区分が分かるもの

〈 提出方法 〉

「A様式1（申請書）」は、本学ウェブサイトの以下のアドレスから、ダウンロードしてください。

https://www.kumamoto-u.ac.jp/daigakuseikatsu/nyugaku_zyugyou/syugakushien

提出書類をレターパックライトにより、「お問い合わせ先」の住所（8 ページ記載）まで郵送してください。なお、郵送の際、品名欄に「受験番号」、「学部名」及び「入学料免除申請等書類在中」と記入してください。

2) 入学料免除・入学料徴収猶予及び授業料免除の申請者（申告番号：②・⑦）

本学ウェブサイトの以下の箇所に「入学料免除・徴収猶予及び授業料免除申請のしおり」を掲載しておりますので、しおりを熟読の上、申請手続きを行ってください。入学料免除等の申請は、インターネットによる1次申請を行った後に、申請書類の郵送による2次申請を終えることで完了となります。

本学ウェブサイト>大学生活>入学料・授業料・奨学金等>入学料免除・徴収猶予

※1次申請及び2次申請にはそれぞれ申請期間を設けており、各申請期間を過ぎてからの申請は一切受付できません。

※提出期限までに2次申請（書類郵送）が完了していないときは、②にあっては入学料徴収猶予申請を、⑦にあっては災害枠等での入学料免除・徴収猶予及び授業料免除申請を、辞退として取り扱います。

〈 申請期間 〉

申告番号によって、申請期間が異なります。15 ページ【入学料免除・徴収猶予、授業料免除申請期間一覧】で確認してください。

〈 提出書類 〉

※申告番号に応じて提出する書類が異なります。詳しくは、16・17 ページ【入学料免除・徴収猶予、授業料免除申請書類一覧】で確認してください。

〈 提出方法 〉

「A様式1（申請書）」は、本学ウェブサイトの以下のアドレスから、ダウンロードしてください。

https://www.kumamoto-u.ac.jp/daigakuseikatsu/nyugaku_zyugyou/syugakushien

提出書類をレターパックライトにより、「お問い合わせ先」の住所（8 ページ記載）まで郵送してください。なお、郵送の際、品名欄に「受験番号」、「学部名」及び「入学料免除申請等書類在中」と記入してください。

③奨学金の手続き

「給付奨学金継続願」を提出することで、編入学前の学校からの給付奨学金を継続して受給できる場合があります。以下の期間中に経済支援担当まで申し出てください。給付奨学金の継続手続きを行わない場合、本学での高等教育にお

ける修学支援新制度による入学料免除及び授業料免除を受けることができません。入学後に給付奨学金の新規申請を行うこともできませんので、ご注意ください。

○申告期間：令和6年3月18日（月）・19日（火）

○申告方法：経済支援担当へのメール（gag-syogaku@jimu.kumamoto-u.ac.jp）での申告件名を「日本学生支援機構奨学金の編入学継続願について」とし、本文中に「受験番号、氏名、奨学生番号、編入学前学校名及び連絡先電話番号」を記載し、継続希望である旨をご連絡ください。申し出があった者に対し、経済支援担当から申請書類を添付して返信します。

④入学料免除及び授業料免除の結果発表

○発表時期

6月下旬を予定しています。本学の電子掲示板及び学内掲示により発表します。

○結果確認方法

学生本人が、学内のWi-Fiに接続したスマートフォンなどから、本学ウェブサイトの以下のアドレスに各自アクセスして確認してください。

保証人への通知は行っておりません。

<https://uportal.kumamoto-u.ac.jp/>

「学務情報システム（SOSEKI）」→「学生情報」→「学生ポートフォリオ」

「学費収納状況」→「入学料免除」・「入学料徴収猶予」・「授業料免除」で確認

⑤選考の結果、入学料及び授業料の納付が必要な場合

選考結果が「2／3免除」、「半額免除」、「1／3免除」又は「不許可」となった者については、本人負担額を納付してください。

- ・入学料：選考結果発表後に、保証人宛に振込依頼書（振込手数料：本人負担）を送付しますので、本学が選考結果を発表した日から起算して14日以内に納付してください。
- ・授業料：前期分については7月中旬頃に、後期分については12月中旬頃に「授業料の銀行預金口座自動引き落とし」により納付してもらうことになります。

なお、本学独自制度により入学料徴収猶予を申請している者で、徴収猶予の選考結果が「全額徴収猶予」、「2／3徴収猶予」、「半額徴収猶予」又は「1／3徴収猶予」となった者は、令和6年9月30日（月）までに納付してください。

また、入学料徴収猶予の選考結果が「不許可」となった者は、本学が選考結果を発表した日から起算して14日以内に納付してください。

⑥入学料免除・徴収猶予及び授業料免除申請後の取り下げ

入学手続の際に入学料免除・徴収猶予を選択した者が、入学前に入学料免除・徴収猶予の申請を取り下げる場合は、令和6年3月28日（木）17：00までに「お問い合わせ先」（8ページ記載）に電話連絡してください。

※重要

選考結果発表後、本学が定めた期限までに入学料及び授業料の納付を怠った者は、学則に基づき除籍となります。

※その他留意事項

- ・選考結果が発表されるまで、入学料及び授業料の納付は延期されます。
- ・選考結果発表前に、入学料又は授業料を納付した場合は、返還できません。

(3) 日本学生支援機構の給付奨学金を入学後（4月以降）に申請する者

①入学手続システムにおける免除等区分の申告

インターネット入学手続（『入学ガイドブック』15・16ページ参照。以下の③・④・⑥は16ページ「入学料・授業料免除申告」の番号を表します。）の際、『入学料・授業料免除申告』のうち、次のいずれかを選択してください。

- ③：入学料免除・授業料免除
- ④：入学料免除・入学料徴収猶予・授業料免除
- ⑥：災害救助法適用地域で被災した者を対象とした入学料免除・授業料免除又は新型コロナウイルス感染症の影響による家計急変者を対象とした授業料免除

※総合型選抜による入学者は番号「①」を選択してください。2月中旬頃に、令和6年度大学等予約採用の申請状況（給付奨学金）の確認のため、学生生活課経済支援担当から電話連絡します。

②免除申請

1) 入学料免除及び授業料免除の申請者（申告番号：③）

インターネット入学手続完了後、提出書類を、申請期間内に郵送してください。

〈 申請期間 〉

申告番号によって、申請期間が異なります。15ページ【入学料免除・徴収猶予、授業料免除申請期間一覧】で確認してください。

〈 提出書類 〉

・ A様式1（申請書）

〈 提出方法 〉

「A様式1（申請書）」は、本学ウェブサイトの以下のアドレスからダウンロードしてください。

https://www.kumamoto-u.ac.jp/daigakuseikatsu/nyugaku_zyugyou/syugakushien

提出書類をレターパックライトにより、「お問い合わせ先」の住所（8ページ記載）まで郵送してください。なお、郵送の際、品名欄に「受験番号」、「学部名」及び「入学料免除申請等書類在中」と記入してください。

2) 入学料免除・入学料徴収猶予及び授業料免除の申請者（申告番号：④・⑥）

本学ウェブサイトの以下の箇所に「入学料免除・徴収猶予及び授業料免除申請のしおり」を掲載しておりますので、しおりを熟読の上、申請手続きを行ってください。入学料免除等の申請は、インターネットによる1次申請を行った後に、申請書類の郵送による2次申請を終えることで完了となります。

本学ウェブサイト>大学生活>入学料・授業料・奨学金等>入学料免除・徴収猶予

※1次申請及び2次申請にはそれぞれ申請期間を設けており、各申請期間を過ぎてからの申請は一切受付できません。

※提出期限までに2次申請（書類郵送）が完了していないときは、④にあっては入学料徴収猶予申請を、⑥にあっては災害枠等での入学料免除・徴収猶予及び授業料免除申請を、辞退として取り扱います。

〈 申請期間 〉

申告番号によって、申請期間が異なります。15ページ【入学料免除・徴収猶予、授業料免除申請期間一覧】で確認してください。

〈 提出書類 〉

※申告番号に応じて提出する書類が異なります。詳しくは、16・17ページ【入学料免除・徴収猶予、授業料免除申請書類一覧】で確認してください。

〈 提出方法 〉

「A様式1（申請書）」は、本学ウェブサイトの以下のアドレスから、ダウンロードしてください。

https://www.kumamoto-u.ac.jp/daigakuseikatsu/nyugaku_zyugyou/syugakushien

提出書類をレターパックライトにより、「お問い合わせ先」の住所（8ページ記載）まで郵送してください。なお、郵送の際、品名欄に「受験番号」、「学部名」及び「入学料免除申請等書類在中」と記入してください。

③奨学金の手続き

給付奨学金の申請手続きについては、補足資料4「奨学金制度について」で確認してください。また、本学ウェブサイトの以下のアドレスも確認してください。

https://www.kumamoto-u.ac.jp/daigakuseikatsu/nyugaku_zyugyou/shogakukin/jasso

入学後（4月以降）に、定められた期間内に給付奨学金の募集要項を受領し、給付奨学金の申請を行ってください。給付奨学金の申請を行わない場合は、入学料免除・授業料免除が受けられません。

④入学料免除・徴収猶予及び授業料免除の結果発表

○発表時期

7月上旬を予定しています。本学の電子掲示板及び学内掲示により発表します。

○結果確認方法

学生本人が、学内のWi-Fiに接続したスマートフォンなどから、本学ウェブサイトの以下のアドレスに各自アクセスして確認してください。

保証人への通知は行っておりません。

<https://uportal.kumamoto-u.ac.jp/>

「学務情報システム（S O S E K I）」→「学生情報」→「学生ポートフォリオ」

「学費収納状況」→「入学料免除」・「入学料徴収猶予」・「授業料免除」で確認

⑤選考の結果、入学料及び授業料の納付が必要な場合

選考結果が「2／3免除」、「半額免除」、「1／3免除」、「1／4免除」又は「不許可」となった者については、本人負担額を納付してください。

・入学料：選考結果発表後に、保証人宛に振込依頼書（**振込手数料：本人負担**）を送付しますので、本学が選考結果を発表した日から起算して14日以内に納付してください。

・授業料：前期分については7月下旬頃に、後期分については12月下旬頃に「授業料の銀行預金口座自動引き落とし」により納付してもらうこととなります。

なお、本学独自制度により入学料徴収猶予を申請している者で、徴収猶予の選考結果が「全額徴収猶予」、「3／4徴収猶予」、「2／3徴収猶予」、「半額徴収猶予」又は「1／3徴収猶予」となった者は、**令和6年9月30日（月）**までに納付してください。

また、入学料徴収猶予の選考結果が「不許可」となった者は、本学が選考結果を発表した日から起算して14日以内に納付してください。

⑥入学料免除・徴収猶予及び授業料免除申請後の取り下げ

入学手続きの際に入学料免除・徴収猶予を選択した者が、入学前に入学料免除と徴収猶予の両方の申請を取り下げる場合は、**令和6年3月28日（木）17：00**までに「お問い合わせ先」（8ページ記載）に電話連絡してください。

※重要

- ・選考結果発表後、本学が定めた期限までに入学料及び授業料の納付を怠った者は、学則に基づき除籍となります。
- ・入学後（4月以降）に、必ず給付奨学金の申請手続きを行ってください。
- ・万が一、申請しない場合は、早急に「お問い合わせ先」まで連絡してください。

※その他留意事項

- ・選考結果が発表されるまで、入学料及び授業料の納付は延期されます。
- ・選考結果発表前に、入学料又は授業料を納付した場合は、返還できません。

【お問い合わせ先】

熊本大学学生支援部学生生活課経済支援担当

TEL：096-342-2151

E-mail：gag-jumen@jimv.kumamoto-u.ac.jp

時間等：月～金曜日（休日を除く。） 8時30分～17時15分

【郵送先住所】

〒860-8555

熊本県熊本市中央区黒髪2丁目40番1号

熊本大学学生支援部学生生活課経済支援担当 宛

II. 熊本大学独自の入学料免除・入学料徴収猶予

1) 入学料免除

以下のいずれかに該当する者を対象として、本人の申請に基づき選考を行い、入学料の全額又は半額を免除することがあります。

入学料免除申請資格	
学部新入生 第3年次編入学生	入学前1年以内において、入学者の学資負担者が死亡し、又は入学者若しくは学資負担者が風水害等の被害を受け、入学料の納付が著しく困難と認められる者
私費外国人留学生	経済的理由(各種ローンや負債等の返済を除く。)によって、入学料の納付が困難であり、かつ、学業成績が優秀と認められる者
学部新入生 第3年次編入学生 私費外国人留学生 共通	学資負担者が災害救助法適用地域に居住し、公的機関発行の罹災証明書により、その家屋が全壊、大規模半壊、半壊又は床上浸水であると証明された者、及び学資負担者が死亡・行方不明となっている者(災害発生後、1年以内に納付する入学料)

2) 入学料徴収猶予

以下のいずれかに該当する者を対象として、本人の申請に基づき選考を行い、入学料の徴収期限を延期することがあります。

入学料の徴収猶予は、入学料の納付期限を延長するものであり、入学料免除ではありませんので、本学が定めた期限までに入学料を納付してください。

入学料徴収猶予申請資格	
学部新入生 第3年次編入学生 私費外国人留学生 共通	① 経済的理由(各種ローンや負債等の返済を除く。)によって、納付期限までに入学料の納付が困難であり、かつ、学業成績が優秀と認められる者
	② 入学前1年以内において、入学者の学資負担者が死亡し、又は入学者若しくは学資負担者が風水害等の被害を受け、納付期限までに入学料の納付が著しく困難と認められる者
	③ 学資負担者が災害救助法適用地域に居住し、公的機関発行の罹災証明書により、その家屋が全壊、大規模半壊、半壊又は床上浸水であると証明された者、及び学資負担者が死亡・行方不明となっている者(災害発生後、1年以内に納付する入学料)

【申請手順】

①入学手続システムにおける免除等区分の申告

インターネット入学手続(『入学ガイドブック』15・16ページ参照。以下の番号は16ページ「入学料・授業料免除申告」の番号を表します。)の際、『入学料・授業料免除申告』のうち、次のいずれかを選択してください。

- ⑤：入学料徴収猶予
- ⑧・⑨：災害救助法適用地域で被災した者を対象とした入学料免除・入学料徴収猶予
- ⑩：学資負担者死亡等による入学料免除・入学料徴収猶予
- ⑪：私費外国人留学生を対象とした入学料免除・入学料徴収猶予

②入学料免除・徴収猶予申請

本学ウェブサイトの以下の箇所に「入学料免除・徴収猶予及び授業料免除申請のしおり」を掲載しておりますので、しおりを熟読の上、申請手続きを行ってください。

入学料免除等の申請は、インターネットによる1次申請を行った後に、申請書類の郵送による2次申請を終えることで完了となります。

本学ウェブサイト>大学生活>入学料・授業料・奨学金等>入学料免除・徴収猶予

※1次申請及び2次申請にはそれぞれ申請期間を設けており、各申請期間を過ぎてからの申請は一切受付できません。

※提出期限までに2次申請（書類郵送）が完了していないときは、辞退として取り扱います。入学料の納付が必要になります。

〈 申請期間 〉

申告番号によって、申請期間が異なります。15 ページ【入学料免除・徴収猶予、授業料免除申請期間一覧】で確認してください。

〈 提出書類 〉

※申告番号に応じて提出する書類が異なります。詳しくは、16・17 ページ【入学料免除・徴収猶予、授業料免除申請書類一覧】で確認してください。

〈 提出方法 〉

提出書類をレターパックライトにより、「お問い合わせ先」の住所（11 ページ記載）まで郵送してください。なお、郵送の際、品名欄に「受験番号」、「学部名」及び「入学料免除申請等書類在中」と記入してください。

③入学料免除・徴収猶予の結果発表

○発表時期

6月下旬を予定しています。本学の電子掲示板及び学内掲示により発表します。

○結果確認方法

学生本人が、学内のWi-Fiに接続したスマートフォンなどから、本学ウェブサイトの以下のアドレスに各自アクセスして確認してください。

保証人への通知は行っておりません。

<https://uportal.kumamoto-u.ac.jp/>

「学務情報システム（SOSEKI）」→「学生情報」→「学生ポートフォリオ」

「学費収納状況」→「入学料免除」・「入学料徴収猶予」で確認

④選考の結果、入学料の納付が必要な場合

○入学料免除申請者

選考結果が「半額免除」又は「不許可」となった者については、本人負担額を納付してください。選考結果発表後に、保証人宛に振込依頼書（**振込手数料：本人負担**）を送付しますので、本学が選考結果を発表した日から起算して14日

以内に納付してください。

なお、入学料徴収猶予を申請している者で、徴収猶予の選考結果が「全額徴収猶予」又は「半額徴収猶予」となった者は、令和6年9月30日（月）までに納付してください。選考結果が「不許可」となった者は、本学が選考結果を発表した日から起算して14日以内に納付してください。

○入学料徴収猶予申請者

選考結果が「全額徴収猶予」又は「半額徴収猶予」となった者は、選考結果発表後に、保証人宛に振込依頼書（振込手数料：本人負担）を送付しますので、令和6年9月30日（月）までに納付してください。選考結果が「不許可」となった者は、本学が選考結果を発表した日から起算して14日以内に納付してください。

⑤入学料免除・徴収猶予申請後の取り下げ

入学手続の際に入学料免除・徴収猶予を選択した者が、入学前に入学料免除と徴収猶予の申請を取り下げる場合は、令和6年3月28日（木）17：00までに「お問い合わせ先」に電話連絡してください。

※重要

選考結果発表後、本学が定めた期限までに入学料及び授業料の納付を怠った者は、学則に基づき除籍となります。

※その他留意事項

- ・入学料免除・入学料徴収猶予と授業料免除は同時に申請できます。両方の申請を希望する入学者は、申請書以外の添付書類は1部郵送してください。
- ・選考結果が発表されるまで、入学料及び授業料の納付は延期されます。
- ・選考結果発表前に、入学料又は授業料を納付した場合は、返還できません。

【お問い合わせ先】

熊本大学学生支援部学生生活課経済支援担当

TEL：096-342-2151

E-mail：gag-jumen@jimu.kumamoto-u.ac.jp

時間等：月～金曜日（休日を除く。） 8時30分～17時15分

【郵送先住所】

〒860-8555

熊本県熊本市中央区黒髪2丁目40番1号

熊本大学学生支援部学生生活課経済支援担当 宛

Ⅲ. 熊本大学独自の授業料免除

以下のいずれかに該当する者を対象として、本人の申請に基づき選考を行い、授業料の全額又は半額を免除することがあります。

授業料免除申請資格	
学部新入生	① 入学前1年以内において、入学者の学資負担者が死亡し、又は入学者若しくは学資負担者が風水害等の被害を受け、授業料の納付が著しく困難と認められる者
	② 日本学生支援機構の給付奨学金の認定要件外となっている者のうち、高等学校等を卒業した年度の翌年度の末日から、大学に入学した日までの期間が2年を超えている者(多浪生枠)(※1)
第3年次編入学生	① 入学前1年以内において、入学者の学資負担者が死亡し、又は入学者若しくは学資負担者が風水害等の被害を受け、授業料の納付が著しく困難と認められる者
	② 日本学生支援機構の給付奨学金の認定要件外となっている者のうち、高等学校等を卒業した年度の翌年度の末日から、編入学する前に在学していた学校に入学した日までの期間が2年を超えている者(多浪生枠)(※1)
私費外国人留学生	経済的理由(各種ローンや負債等の返済を除く。)によって、授業料の納付が困難であり、かつ、学業成績が優秀と認められる者
学部新入生 第3年次編入学生 私費外国人留学生 共通	① 学資負担者が災害救助法適用地域に居住し、公的機関発行の罹災証明書により、その家屋が全壊、大規模半壊、半壊又は床上浸水であると証明された者、及び学資負担者が死亡・行方不明となっている者(災害発生後、1年以内に納付する授業料)
	② 新型コロナウイルス感染症の影響による収入減少があった者等を支援対象として実施する公的支援を受給した者、又は新型コロナウイルス感染症の影響により世帯収入が1/2以下になったことにより授業料の納付が著しく困難となった者(コロナ枠)(※2)

※1 多浪生枠は、授業料免除のみとなりますので、インターネット入学手続きの際は「マイペイメント払い」(『入学ガイドブック』15・16ページを参照してください。)を選択し、入学料を納付してください。

授業料免除は、【申請手順】の「②免除申請」以降の手続きを行ってください。

ただし、入学料徴収猶予との併願は可能です。入学料徴収猶予と併願する場合は、インターネット入学手続きの際は「入学料免除・入学料徴収猶予申請」を選択し、「入学料・授業料免除申告」で⑤を選択してください。

※2 コロナ枠は、授業料免除のみとなりますので、インターネット入学手続きの際は「マイペイメント払い」を選択し、入学料を納付してください。

授業料免除は、【申請手順】の「②免除申請」以降の手続きを行ってください。

ただし、入学料徴収猶予との併願又は修学支援新制度による入学料免除及び授業料免除との併願は可能です。併願する場合は、インターネット入学手続きの際は「入学料免除・入学料徴収猶予申請」を選択し、「入学料・授業料免除申告」で⑤、⑥、⑦、⑧のうち該当する番号を選択してください。

【申請手順】

①入学手続システムにおける免除等区分の申告

インターネット入学手続（『入学ガイドブック』15・16 ページ参照。以下の⑧～⑪は16 ページ「入学料・授業料免除申告」の番号を表します。）の際、『入学料・授業料免除申告』のうち、次のいずれかを選択してください。

- ⑧：災害救助法適用地域で被災した者又は新型コロナウイルス感染症の影響による家計急変者を対象とした授業料免除
- ⑨：災害救助法が適用された自然災害で学資負担者が死亡（含行方不明）した者を対象とした授業料免除
- ⑩：学資負担者が死亡（又は被災）した者を対象とした授業料免除
- ⑪：私費外国人留学生を対象とした授業料免除

※多浪生枠・コロナ枠での授業料免除のみを申請する場合は、「②免除申請」以降の手続きを行ってください。

②免除申請

本学ウェブサイトの以下の箇所に「入学料免除・徴収猶予及び授業料免除申請のしおり」を掲載しておりますので、しおりを熟読の上、申請手続きを行ってください。

授業料免除申請は、インターネットによる1次申請を行った後に、申請書類の郵送による2次申請を終えることで完了となります。

本学ウェブサイト>大学生活>入学料・授業料・奨学金等>入学料免除・徴収猶予

※1次申請及び2次申請にはそれぞれ申請期間を設けており、各申請期間を過ぎてからの申請は一切受付できません。

※提出期限までに2次申請（書類郵送）が完了していないときは、辞退として取り扱います。授業料の納付が必要になります。

〈 申請期間 〉

申告番号によって、申請期間が異なります。15 ページ【入学料免除・徴収猶予、授業料免除申請期間一覧】で確認してください。

〈 提出書類 〉

※申告番号に応じて提出する書類が異なります。詳しくは、16・17 ページ【入学料免除・徴収猶予、授業料免除申請書類一覧】で確認してください。

〈 提出方法 〉

提出書類をレターパックライトにより、「お問い合わせ先」の住所（14 ページ記載）まで郵送してください。なお、郵送の際、品名欄に「受験番号」、「学部名」及び「入学料免除申請等書類在中」と記入してください。

※多浪生枠・コロナ枠での授業料免除のみを申請する場合も申請期間は15 ページで確認してください。

※多浪生枠での授業料免除と入学料徴収猶予を併願する場合（申告番号⑤）は、9 ページの【申請手順】を参照してください。

※コロナ枠での授業料免除と、修学支援新制度による入学料免除及び授業料免除を併願する場合（申告番号⑥又は⑦）は1 ページの【申請手順】を、入学料徴収猶予を併願する場合（申告番号⑤）は9 ページの【申請手順】を参照してください。

③授業料免除の結果発表

○発表時期

6月下旬を予定しています。本学の電子掲示板及び学内掲示により発表します。

○結果確認方法

学生本人が、学内のWi-Fiに接続したスマートフォンなどから、本学ウェブサイトの以下のURLに各自アクセスして確認してください。

保証人への通知は行っておりません。

<https://uportal.kumamoto-u.ac.jp/>

「学務情報システム(SOSEKI)」→「学生情報」→「学生ポートフォリオ」
「学費収納状況」→「授業料免除」で確認

④選考の結果、授業料の納付が必要な場合

選考結果が「半額免除」又は「不許可」となった者については、本人負担額を納付してください。前期分については7月中旬頃に、後期分については12月中旬頃に「授業料の銀行預金口座自動引き落とし」により納付してもらうことになります。

⑤授業料免除申請後の取り下げ

入学手続きの際に授業料免除を選択した者が、授業料免除の申請を取り下げる場合は、「お問い合わせ先」に、令和6年3月28日(木)17:00までに電話連絡してください。

※重要

選考結果発表後、本学が定めた期限までに入学料及び授業料の納付を怠った者は、学則に基づき除籍となります。

※その他留意事項

- ・入学料免除・入学料徴収猶予と授業料免除は同時に申請できます。両方の申請を希望する入学者は、申請書以外の添付書類は1部郵送してください。
- ・選考結果が発表されるまで、入学料及び授業料の納付は延期されます。
- ・選考結果発表前に、入学料又は授業料を納付した場合は、返還できません。

【お問い合わせ先】

熊本大学学生支援部学生生活課経済支援担当

TEL: 096-342-2126

E-mail: gag-jumen@jimu.kumamoto-u.ac.jp

時間等: 月～金曜日(休日を除く。) 8時30分～17時15分

【郵送先住所】

〒860-8555

熊本県熊本市中央区黒髪2丁目40番1号

熊本大学学生支援部学生生活課経済支援担当 宛

【総合型選抜による入学者に関するインターネット入学手続き時の 入学料・授業料免除申告番号について】

総合型選抜による入学者は、インターネット入学手続きの際は、令和6年度の大学等予約採用の申請状況が不明なため、番号「①」を選択してください。

2月中旬頃に、令和6年度大学等予約採用の申請状況(給付奨学金)の確認のため、学生生活課経済支援担当から電話連絡します。

【入学料免除・徴収猶予、授業料免除申請期間一覧】

A様式1

①・③

選抜種別等	申請期間(郵送)
総合型選抜	令和6年2月15日(木) ～19日(月)「消印有効」
学校推薦型選抜Ⅰ	
学校推薦型選抜Ⅱ	
一般選抜(前期日程)	令和6年3月13日(水) ～21日(木)「消印有効」
帰国生徒選抜	
第3年次編入学試験	令和6年3月18日(月) ～21日(木)「消印有効」
一般選抜(後期日程)	令和6年3月25日(月) ～27日(水)「消印有効」

免除システム利用者

②・④～⑩、(授業料免除のみ:多浪生枠、コロナ枠)

選抜種別等	1次申請期間(入力)	2次申請期間(郵送)
総合型選抜	令和6年2月15日(木) ～19日(月)	令和6年2月16日(金) ～22日(木)「消印有効」
学校推薦型選抜Ⅰ		
学校推薦型選抜Ⅱ		
一般選抜(前期日程)	令和6年3月13日(水) ～21日(木)	令和6年3月14日(木) ～22日(金)「消印有効」
帰国生徒選抜		
第3年次編入学試験	令和6年3月18日(月) ～21日(木)	令和6年3月18日(月) ～22日(金)「消印有効」
一般選抜(後期日程)	令和6年3月25日(月) ～27日(水)	令和6年3月26日(火) ～30日(土)「消印有効」

⑤・⑧～⑩、(授業料免除のみ:多浪生枠、コロナ枠)

選抜種別等	1次申請期間(入力)	2次申請期間(郵送)
社会人選抜	令和6年2月15日(木) ～19日(月)	令和6年2月16日(金) ～22日(木)「消印有効」

⑪、(授業料免除のみ:コロナ枠)

選抜種別等	1次申請期間(入力)	2次申請期間(郵送)
私費外国人留学生選抜	令和6年3月13日(水) ～21日(木)	令和6年3月14日(木) ～22日(金)「消印有効」

【入学料免除・入学料徴収猶予、授業料免除申請書類一覧】

1) 入学料免除・入学料徴収猶予、授業料免除申請(入学手続システム「入学料・授業料免除申告」で申告番号を選択)

区分	本学独自の免除制度	対象者	現在の状況		番号	学生が準備(提出)するもの
修学支援新制度	×	修学支援新制度認定済み	給付奨学金：決定者	支援区分：第Ⅰ区分 支援区分：第Ⅱ区分 支援区分：第Ⅲ区分	①	【1年次生】 ・採用候補者決定通知(コピー) ・A様式1(申請書) 【3年次編入生】 ・奨学生番号、現在の支援区分が分かるもの (例：奨学生証(コピー)、スカラネット・パーソナルの画面等) ・A様式1(申請書)
				支援区分：第Ⅱ区分 支援区分：第Ⅲ区分 「入学料徴収猶予(入学料の納付延期)希望者」		②
		修学支援新制度在学採用申請予定者	給付奨学金：大学入学後(4月以降)申請する者	「入学料徴収猶予(入学料の納付延期)を希望しない者」	③	・A様式1(申請書)
				「入学料徴収猶予(入学料の納付延期)希望者」	④	・A様式1(申請書) ・入学料徴収猶予申請書 ・所得に関する証明書類(1セット)
修学支援新制度の対象外者	○	給付奨学金：不採用者、要件外者	「入学料徴収猶予(入学料の納付延期)希望者」	⑤	【入学料徴収猶予申請者】 ・入学料徴収猶予申請書 ・所得に関する証明書類(1セット) ・要件外確認書 注) 加えて、給付奨学金の申請資格の一つである「大学入学までの期間」要件を満たしていない者(多浪生)のみ授業料免除の申請可 【授業料免除申請者(多浪生)】 ・授業料免除申請書 ・所得に関する証明書類(1セット) ・要件外確認書	
			「授業料免除」			
		経済的理由	「入学料徴収猶予(入学料の納付延期)希望者」			
修学支援新制度+災害orコロナ	○	修学支援新制度在学採用申請予定者+災害枠orコロナ枠	給付奨学金：大学入学後(4月以降)申請する者	全壊 大規模半壊 半壊又は床上浸水	⑥	【共通】 ・A様式1(申請書) 【災害枠】 ・災害枠入学料免除申請書and災害枠授業料免除申請書 ・罹災証明書(コピー可) ・写真貼付台紙に被災状況写真3枚程度貼付(1セット) 注) 半壊又は床上浸水被害の者は上記書類に加えて、 ・入学料半壊等家計審査調査書and授業料半壊等家計審査調査書 ・所得に関する証明書類(1セット) 【コロナ枠】 ・コロナ枠授業料免除申請書 ・所得に関する証明書類(1セット) 注) 授業料免除のみ申請可
				コロナ感染症による家計急変(授業料免除のみ)		
修学支援新制度認定済み+災害枠orコロナ枠	○	給付奨学金：決定者	第Ⅱ区分 第Ⅲ区分	全壊 大規模半壊 半壊又は床上浸水	⑦	【共通】 ・A様式1(申請書) 【災害枠】 ・災害枠入学料免除申請書and災害枠授業料免除申請書 ・罹災証明書(コピー可) ・写真貼付台紙に被災状況写真3枚程度貼付(1セット) ・採用候補者決定通知(コピー) 注1) 3年次編入生は「採用候補者決定通知」に代えて、 ・奨学生番号、現在の支援区分が分かるもの (例：奨学生証(コピー)、スカラネット・パーソナルの画面等) 注2) 半壊又は床上浸水被害の者は上記書類に加えて、 ・入学料半壊等家計審査調査書and授業料半壊等家計審査調査書 ・所得に関する証明書類(1セット) 【コロナ枠】 ・コロナ枠授業料免除申請書 ・所得に関する証明書類(1セット) 注) 授業料免除のみ申請可
				コロナ感染症による家計急変(授業料免除のみ)		
災害orコロナ	○	修学支援新制度の対象外者+災害枠orコロナ枠	給付奨学金：不採用者、要件外者	全壊 大規模半壊 半壊又は床上浸水	⑧	・災害枠入学料免除申請書and災害枠授業料免除申請書 ・罹災証明書(コピー可) ・写真貼付台紙に被災状況写真3枚程度貼付(1セット) 注) 半壊又は床上浸水被害の者は上記書類に加えて、 ・入学料半壊等家計審査調査書and授業料半壊等家計審査調査書 ・所得に関する証明書類(1セット) ・要件外確認書 ・コロナ枠授業料免除申請書 ・所得に関する証明書類(1セット) 注) 授業料免除のみ申請可
				コロナ感染症による家計急変(授業料免除のみ)		

災害	○	学資負担者の死亡等 (入学前1年以内に限る)	災害救助法が適用された自然災害で、入学前1年以内において、学資負担者が死亡(含行方不明)した場合 ※給付奨学金決定者(支援区分Ⅱ・Ⅲ)又は大学入学後(4月以降)申請予定者は、申請のしおりを確認して該当する書類を提出してください。	⑨	・ A様式1(申請書) ・ 災害枠入学料免除申請書and災害枠授業料免除申請書 ・ 死亡⇒学資負担者の死亡診断書等(コピー) ・ 採用候補者決定通知(コピー) 注)3年次編入生は「採用候補者決定通知」に代えて、 ・ 奨学生番号、現在の支援区分が分かるもの (例:奨学生証(コピー)、スカラネット・パーソナルの画面等)
学資負担者の死亡等	○	学資負担者の死亡等 (入学前1年以内に限る)	入学前1年以内において、学資負担者の死亡、又は入学者若しくは学資負担者が風水害等の被害を受けた場合 ※給付奨学金決定者(支援区分Ⅱ・Ⅲ)又は大学入学後(4月以降)申請予定者は、申請のしおりを確認して該当する書類を提出してください。	⑩	・ A様式1(申請書) ・ 入学料免除・徴収猶予申請書and授業料免除申請書 ・ 所得に関する証明書類(1セット) ・ 死亡⇒学資負担者の死亡診断書等(コピー) ・ 風水害等⇒写真貼付台紙に被害状況写真3枚程度貼付 ・ 採用候補者決定通知(コピー) 注)3年次編入生は「採用候補者決定通知」に代えて、 ・ 奨学生番号、現在の支援区分が分かるもの (例:奨学生証(コピー)、スカラネット・パーソナルの画面等)
私費外国人留学生	○	私費外国人留学生		⑪	・ 入学料免除・徴収猶予申請書and授業料免除申請書 ・ 所得課税証明書 ・ 連絡票 ・ 家庭調査及び指導教員等の所見 ・ 奨学金受給状況申告書 ・ アルバイト収入状況立書

※1) 表中の本学独自の免除制度「×印」対象者は本学独自制度の免除制度には申請できません。

※2) 入学料徴収猶予(入学料の納付延期)は入学料を免除するものではありませんので、入学料を納付しなければなりません。

2) 授業料免除のみの申請(入学手続きシステムで「マイペイメント」を選択し入学料を納付)

区分	本学独自の免除制度	対象者	現在の状況	番号	学生が準備(提出)するもの
多浪生	○	修学支援新制度の対象外者(多浪生)	日本学生支援機構の給付奨学金の認定要件外となっている者のうち、高等学校等を卒業した年度の翌年度の末日から、大学等に入学した日までの期間が2年を超えている場合 ※3年次編入生は、編入学する前に在学していた学校に入学した日までの期間が2年を超えている場合	⑤	・ 授業料免除申請書 ・ 所得に関する証明書類(1セット) ・ 要件外確認書
コロナ	○	コロナ枠	新型コロナウイルス感染症の影響による収入減少があった者等を支援対象として実施する公的支援を受給した場合、又は新型コロナウイルス感染症の影響により世帯収入が1/2以下になっている場合	⑧	・ コロナ枠授業料免除申請書 ・ 所得に関する証明書類(1セット) ・ 要件外確認書